

犯罪被害者特有の二次被害

(平成20年「犯罪被害者週間」国民のつどい：大久保恵美子さんレジュメ)

- ▶ 刑事裁判に関与する権利や被害者の保護・情報の提供や支援体制等が不十分
- ▶ 保健医療関係者や自治体窓口の不適切な対応や言動・制度の不備
- ▶ 司法関係者等の配慮にかける対応や言動等・更生保護委員会・保護観察所・保護司等の対応
- ▶ 家族間の不和、虐待、養育放棄
- ▶ 生活の困窮、経済的困窮、住む家が無い
- ▶ 捜査、公判の過程における配慮に欠ける対応等
- ▶ メディアの過剰な取材等
- ▶ 友人・知人の言動、近隣の噂や中傷
- ▶ 配慮に欠ける職場環境・偏見による解雇等
- ▶ 地域に専用相談窓口がない
- ▶ 非科学的捜査（交通事故被害）
- ▶ 司法解剖

話を聞くときの注意①

(平成20年「犯罪被害者週間」国民のつどい：大久保恵美子さんレジュメ)

- ▶ 自己紹介をしっかりする
- ▶ 話し出すのをゆっくり待ち、早く話を聞こうとせかささない。本当に辛いことは話させない。
- ▶ どのような理由があっても、話を途中で止めたり、話題を変えたりしない。途中で止められると、話していることに価値がないと思われるか、聞きたくないと思っていると思われる
- ▶ 被害者の心情や感情はそのまま認め共感し、そして支持をする。感情は感情で良い悪いはないので、安心して話せることが大切。
- ▶ 被害者が本当に求めているものは何なのかを注意深く見極める。関係ない話から始めることが多い。

話を聞くときの注意②

(平成20年「犯罪被害者週間」国民のつどい：大久保恵美子さんレジュメ)

- ▶ 必要としている情報を、適当な時期に適切に提供する。遺族には適切な情報提供が必要。時期を逸すると一生後悔することになる。
- ▶ 話をした内容は、誰にも知られず、秘密は守られることを伝える。
- ▶ 被害者の悲哀・恐怖・罪悪感・怒り等は心に閉じ込めなくて外へ出してよいものであり、すべての感情は受け入れてもらえる、という安心感を与える
- ▶ 被害者のもつ自己回復力を損なわないために、何事も被害者自身で決めることのできる対応をする。
- ▶ 何か行動を起こすときは、理性的判断のもとに行うようにすすめる
- ▶ 被害から回復する時間や方法は人により異なるが、長い長い時間がかかることを伝える
- ▶ 被害者の悲嘆から離れないように話を聞き、今後予想される状態を伝える

犯罪被害者の回復を阻害すること

(平成20年「犯罪被害者週間」国民のつどい：大久保恵美子さんレジュメ)

- ▶ 罪悪感を助長する
- ▶ 被害の状況を他の人と比べる
- ▶ 強くなり、しっかりと頑張るように励ます
- ▶ 「そう思うものではない…」等という
- ▶ 個人としての政治的信条・宗教観・道徳観・価値観等を押しつける
- ▶ 話をする時、被害者の苦悩から離れ、話題を変えたり話を止めたりする
- ▶ 個人としての感情を出さず、立場としてとか機関の人間としてのみの対応をする
- ▶ 出来ないことを約束する。…裏切られたという気持ちが大きくなる